

改正案内人がサポートします

新・制度改正 《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

今回は、来年度（平成27年度）から変わる障害者雇用納付金制度の取扱いについてご案内いたします。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）

変更のポイント

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます！！

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象～

障害者雇用納付金制度とは？

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の2.0%以上（法定雇用率）の障害者を雇用する必要があります。

ですが、障害者を雇用するためには、作業施設や設備の改善、特殊な雇用管理が必要となるなど一定の経済的負担を伴うこともあり、「障害者雇用率制度」に基づく雇用義務を守っている事業主とそうではない事業主とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。

そこで、このようなアンバランスを解消し、障害者の雇用促進を図るために「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

適用対象（常時労働者数 100 人を超える）になると？

平成 28 年 4 月から、前年度（平成 28 年度は、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）の雇用障害者数をもとに、

- A：障害者雇用納付金の申告を行う必要があります。
- B：障害者の法定雇用率（2.0%）を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- C：障害者の法定雇用率（2.0%）を上回る場合は、障害者雇用調整金または報奨金（※1）の支給申請が出来ます。

- 1 障害者雇用調整金⇒常時労働者数が 200 人を超えている 場合
報 奨 金 ⇒常時労働者数が 200 人以下 の場合



障害者雇用納付金、障害者雇用調整金・報奨金の額は？

障害者雇用納付金 1人当たり月額 50,000 円納付（ 2 ）

2：ただし、以下のとおり例外があります。

常時労働者数が 200 人超 300 人以下の場合は、平成 22 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日まで
常時労働者数が 100 人超 200 人以下の場合は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで
もしくは に該当する場合、納付金の額が【40,000 円】となります。

障害者雇用調整金（200 人超） ⇒ 1人当たり月額 27,000 円受給（ 3 ）

報 奨 金 （200 人以下） ⇒ 1人当たり月額 21,000 円受給（ 3 ）

3：障害者雇用調整金・報奨金の支給申請には、一定の要件を満たすことが必要です。ご注意ください。



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。
TEL：03-3694-6091
メ-ル：info@yamadasougou.co.jp